

令和元年9月26日

令和元年台風第15号による災害に係る緊急支援
学費減免制度のお知らせ

[緊急]

令和元年台風第15号による災害に係る災害救助法の適用地域の
罹災世帯の在学生の皆様へ

令和元年台風第15号による被害を受けた世帯の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

神奈川大学では、災害発生時、災害救助法が適用された市町村に本人又は保証人が居住し、災害により罹災した場合に学費の減免を行う制度があります。在学学生で被害を受けた世帯の方は、各キャンパス学生課にご連絡ください。

1. 対象地域

【東京都】

島しょ大島町

(第1報、法適用日：令和元年9月8日)

2. 詳細 (罹災状況/経済支援策/該当年度)

(1) 家屋の全壊/学費全額免除/令和元年度

(2) 家屋の半壊/学費半額免除/令和元年度

(3) 家屋の一部損壊/学費30%免除/令和元年度

3. 提出書類

市区町村で発行された罹災証明書

4. 提出期限

令和2年2月28日

[お問い合わせ]

横浜キャンパス

学生課窓口 電話：045-481-5661

湘南ひらつかキャンパス

平塚学生課窓口 電話：0463-59-4111